

社会福祉法人海の子福祉会

役員報酬規程

役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人海の子福祉会（以下「法人」という。）の定款第8条及び定款第21条の規定に基づく評議員及び役員の報酬等について規程するものである。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事、監事をいう。

- (1) 評議員とは定款第5条に基づき置かれる者をいう。

(範囲)

第3条 この規程では、次の事項について定める。

- (1) 役員報酬
- (2) 役員旅費
- (3) 評議員報酬

(会計処理の基準)

第4条 会計処理の基準は、法令及び定款に定めるもののほか、法人の経理規程によるものとする。

(評議員及び役員報酬)

第5条 役員報酬は、役員が理事長の招集に応じ理事会に出席したときは、その出席1日につき、別表第1により報酬を支払うことができる。

- 2 監事が会計監査のため出席したときは、その出席1日につき、5,000円を支給する。
- 3 評議員報酬は評議員が理事長の招集に応じ評議員会に出席したときは、その出席1日につき、別表第2により報酬を支払うことができる。
- 4 定款第13条4項及び定款26条3項にかかわる決議を行った者については、報酬は支払わないものとする。
- 5 役員報酬総額の範囲は、年間250,000円以内とする。

(評議員及び役員報酬の支払い)

第6条 評議員及び役員報酬は、業務終了時に通貨にて相当額を直接本人に支払う。

(旅費)

第7条 旅費は、法人の職員の「旅費規程」に準じて支給する。

第8条 施設の職員を兼務する役員も、この規程を適用する。

附則

この規程は、平成17年4月1日から実施する。

この規程は、平成19年4月1日から改定実施する。

この規程は、平成27年3月17日から改定実施する。

この規定は、平成29年4月1日改定実施する。